



堺労働基準監督署発表  
平成29年10月27日

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 - 安全装置のないシャーを労働者に使用させた疑い -

平成29年10月27日、堺労働基準監督署(署長 山下 茂)は下記のとおり極東ゴム株式会社及び同社の製造部長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。  
記

### 1 被疑者

#### (1) 極東ゴム株式会社

本社所在地 大阪府堺市堺区南島町

事業内容 工業用ゴム製品の製造

#### (2) 製造部長

### 2 違反条文等

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

労働安全衛生規則第131条第2項

同法第119条第1号(罰条)

同法第122条(両罰)

### 3 事件の概要

被疑会社の製造部長は、同社の労働者を指揮すると共に同社の安全管理を行う者であるが、同人は、同社の業務に関し、平成29年4月4日、大阪府堺市堺区南島町所在の本社工場において、同社労働者にシャー(切断機)を用いて原料ゴムの切断作業を行わせるに当たり、同作業を行う労働者の安全を確保するため、シャー(切断機)の停止機能に応じた性能を有する両手操作式の安全装置若しくは光線式安全装置を取り付ける等の措置を講じなければならなかったのに、その措置を講じなかったもの。

### 4 参考事項

(1) 平成29年4月4日、被疑会社において、同社労働者が安全装置のないシャー(切断機)を用いて作業を行っていたところ、シャー(切断機)の刃により手指の一部を切断する災害が発生した。

(2) 関連条文及びシャー(切断機)のイメージ図  
別紙のとおり

**労働安全衛生法****労働安全衛生法第20条**

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(2項以下省略)

**労働安全衛生法第119条**

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、**第20から第25条まで**、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の3第5項、第57条の4第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項(第89条の2第2項において準用する場合を含む。)、第97条第2項、第104条又は第108条の2第4項の規定に違反した者

(二号以下省略)

**労働安全衛生法第122条**

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第106条、第117条、**第119条**又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**労働安全衛生規則****第131条第1項**

事業者は、プレス機械及びシヤ- (以下「プレス等」という。)については、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない。ただし、スライド又は刃物による危険を防止するための機構を有するプレス等については、この限りでない。

**同条第2項**

事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置(手払い式安全装置を除く。)を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。

- 一 プレス等の種類、圧力能力、毎分ストローク数及びストローク長さ並びに作業の方法に応じた性能を有するものであること。
- 二 両手操作式の安全装置及び感應式の安全装置にあつては、プレス等の停止性能に応じた性能を有するものであること。
- 三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあつては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを作動させるための操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであること。

**シヤ-イメージ図**